

よくある質問と回答（Wi-Fi整備・ソフト事業支援）

令和4年6月27日

令和4年7月12日改訂

問1 いつ時点で行った事業が対象となるのか。

- 交付決定後から令和5年1月31日までに実施した事業が対象になります。
交付決定後に発注（着手）し、令和5年1月31日までに完了した（業者への代金支払済）事業が対象です。

問2 法人所在地は宮崎市外だが、宿泊施設の所在地が宮崎市内的の場合も対象となるか。

- 補助を受けようとする宿泊施設の所在地が宮崎市内在れば対象になります。

問3 同一法人が複数の宿泊施設を営んでいる場合はどうなるのか。

- 宿泊施設ごとに補助金の申請が可能です。

問4 補助対象経費には消費税も含まれるのか。

- 消費税及び地方消費税相当額は含みません。

問5 補助の対象となるソフト事業にはどのようなものがあるか。

以下の事業を想定しています。

- ・キャッシュレス決済の導入
- ・Web予約システムの構築
- ・顧客管理システムの導入
- ・ホームページ改修
- ・宿泊カードのオンライン化（電子宿泊台帳など）
- ・生体認証やモバイル端末によるキーレスシステム
- ・セルフレジの設置
- ・施設スタッフのサービスの質の向上につながる研修費
- ・ホームページの多言語化
- ・自動翻訳機の購入
- ・タブレット端末の導入（レストランでの注文・館内案内等）

上記はあくまでも一例です。

補助対象となるかどうかについては、申請書の内容を確認し個別に判断します。

事業効果記載用紙（別紙1）に事業内容と事業実施により想定される効果を詳細にご記入ください。

問6 風俗営業法の施設も対象となるのか。

- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第6項の規定に該当する風俗営業を行う施設は対象外となります。

問7 今から宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に加入した場合も補助対象事業者となるのか。

- これから組合に加入していただいた場合も対象となります。組合の加入手続き後に補助金申請を行ってください。

問8 各種様式はどこで入手するのか。

- 宮崎市のホームページよりダウンロードできます。
トップページ>産業・事業者>融資・補助金>令和4年度（2022年度） 宮崎市・ホテル旅館等魅力アップ支援事業

問9 補助期間内であれば複数回補助金を申請しても良いのか？

- 申請は期間中1施設につき1回です。

問10 交付決定後に、事業内容を変更した場合はどうなるのか。

- 事業計画変更承認申請が必要です。

問11 宮崎県の「宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業」との併用は可能か。

- 併用はできません。
国や県、他の地方公共団体の補助金等を受けている事業は対象外となります。

問12 ネットバンキングで支払いをして領収書を出してもらえない場合、支払画面の写しを領収書として良いか。

- 支払いが完了したと分かるものであれば可とします。個別に判断させていただきます。

問13 物品購入業者や工事施工業者は宮崎市内の業者でなければならないのか。

- 宮崎市内の業者でなくても補助金の支給対象となりますが、できるだけ宮崎市内に事業所のある業者を利用してください。

問14 ホームページの改修を予定しているが、着工前・着工後の写真はどのようなものを添付すれば良いか。

○改修前・後それぞれのホームページの画面を URL が確認できるようにプリントアウトしたものを添付して下さい。

問15 すでにWi-Fiを導入しているが、通信速度が遅く、現在のニーズに対応できていないため、機器の更新を行いたい。が補助対象となるか。

○新規導入に限らず、更新も補助対象となります。